



米国トランプ政権の 関税政策の要旨

～相互関税、自動車・同部品、鉄鋼・アルミ、
カナダ・メキシコ・中国・日本～

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課（北米班）

2025年7月25日

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください。本資料は、米国政府からの公式発表または書簡での通告を基に作成しています。

1 | 対日関税の概要

- トランプ大統領は米国時間7月22日、**日本との関税協議で合意に至ったと表明**。日本政府も日本時間7月23日、合意を発表。
- トランプ政権は、米国の対日輸出と日本の対米投資の拡大とあわせて、新たな関税枠組みは日米貿易に均衡をもたらすのに役立つと評価。

	詳細
米国の関税措置 (米国の対日輸入)	■ 日本から輸出されるほぼ全ての品目に一律15%の相互関税を課す（注）。 ■ 他国に対する相互関税とは異なり、一般税率（MFN税率）と合算して15%になる。MFN税率が15%以上の場合は相互関税は適用されない。自動車・同部品関税も同様、他国とは異なり、MFN税率を含めて15%とする（数量制限なし）。 ■ 半導体や医薬品など分野別関税が課される際、日本が他国に劣後する扱いとはならない。
日本の対米輸入	■ 農業・食品、エネルギー、製造・航空宇宙、自動車・工業品の4分野で、日本の輸入拡大や非関税措置見直し。 ■ コメについて、年間77万トン程度を無税で輸入する現行の最低輸入量の枠内で米国からの調達を増やす。 ■ 今回の合意には農産品を含めて日本側の関税率引き下げは含まず。
日本の対米投資	■ 日本の対米投資を促進するため、日本の政府系金融機関が最大5,500億ドルの出資・融資・融資保証を提供することに可能に。 ■ 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、人工知能（AI）・量子など経済安全保障上、重要な分野について、日米が共に利益を得られる強靱（きょうじん）なサプライチェーンを構築していくため、緊密に連携。

（注）7月25日時点で、日米両政府から関税率の変更や、関税引き下げの適用時期などについて公式な発表はない。相互関税の対象外品目の扱いも詳細は不明。

（出所）内閣官房（[議事次第](#)）、米国政府公開資料（[ファクトシート](#)）

2 | 相互関税の概要

	詳細
	相互関税 = ベースライン関税 + 上乗せ関税（対象国・地域のみ）
いつから？	■ <u>米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税</u>を課す（既存（4/5より前）の関税率 + 10%）。 ■ 8月1日まで上乗せ部分の適用は停止。一律10%のベースライン関税のみ継続している状況。 ■ <u>中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、そのうち10%のみ適用</u>。残り24%の適用は90日間停止（大統領令）
いつまで？	■ 大統領が貿易赤字およびその根底にある非相互的待遇がもたらす脅威が解決、または緩和されたと判断するまで有効。
対象外品目は？	■ <u>カナダまたはメキシコ産品</u>：両国に対しては3月4日以降、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税※を課しているため、相互関税は適用されない。※8月1日以降、関税率が引き上げられる予定。 ■ <u>1962年通商拡大法232条</u>に基づいて追加関税の対象となっている<u>鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品</u> ■ 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目 ■ 大統領令附属書2に列挙されている<u>銅、医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品</u>など ※4月5日に遡及して<u>スマホ等</u>を対象外に追加（ビジネス短信） ■ 寄付品など ■ 出版物などの情報資料 ■ ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品 ■ 相互関税の発動日である4月5日より前に船積みされ、5月27日午前0時1分より前に米国で通関された品目

3 | 相互関税の対象は約60力国・地域に

- 引き上げ後の相互関税率の適用は、米国東部8月1日午前0時1分まで停止。一律10%のベースライン関税は継続中。
- 英国を皮切りに、米国との関税交渉が進む。日本は7月23日に15%で合意に至る。

米政府から発表されている58力国・地域に対する関税率（黄色は変更・追加のあった国）

国・地域	相互関税率
アルジェリア	30%
アンゴラ	32%
バングラデシュ	35%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%
ボツワナ	37%
ブルネイ	25%
ブラジル	50%
カンボジア	36%
カメルーン	11%
チャド	13%
中国	34%
コートジボワール	21%
コンゴ民主共和国	11%
赤道ギニア	13%
欧州連合（EU）	30%
フォークランド諸島	41%
フィジー	32%
ガイアナ	38%
インド	26%
インドネシア	19%

国・地域	相互関税率
イラク	30%
イスラエル	17%
日本	15%
ヨルダン	20%
カザフスタン	25%
ラオス	40%
レソト	50%
リビア	30%
リヒテンシュタイン	37%
マダガスカル	47%
マラウイ	17%
マレーシア	25%
モーリシャス	40%
モルドバ	25%
モザンビーク	16%
ミャンマー	40%
ナミビア	21%
ナウル	30%
ニカラグア	18%
ナイジェリア	14%

国・地域	相互関税率
北マケドニア共和国	33%
ノルウェー	15%
パキスタン	29%
フィリピン	19%
セルビア	35%
南アフリカ共和国	30%
韓国	25%
スリランカ	30%
スイス	31%
シリア	41%
台湾	32%
タイ	36%
チュニジア	25%
バヌアツ共和国	22%
ベネズエラ	15%
ベトナム	46%
ザンビア	17%
ジンバブエ	18%

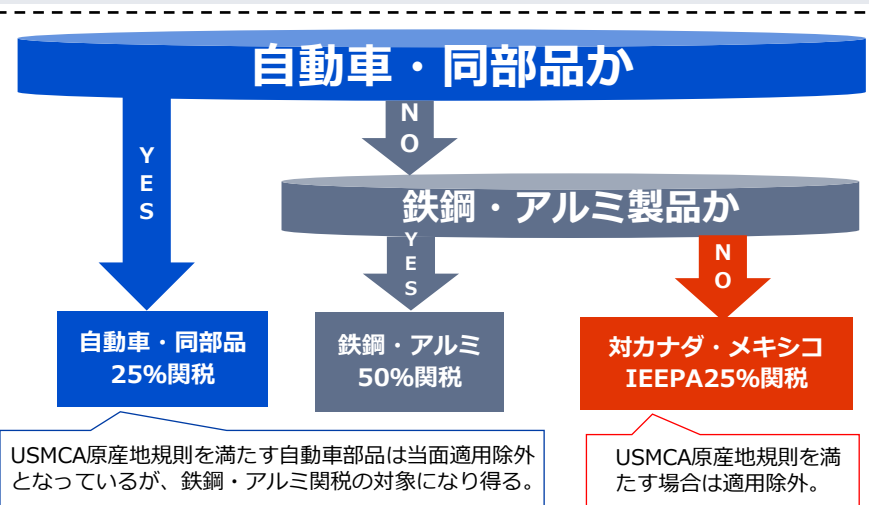
4 | 自動車・自動車部品関税の要旨

- トランプ大統領は2025年3月26日、1962年通商拡大法232条に基づく **自動車・同部品に対する25%の追加関税措置** を発表。 **自動車関税を4月3日に、自動車部品を5月3日に発動**。
- USMCAのROOを満たす自動車部品は、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税を適用するプロセスが確立されたと商務長官が発表するまで、追加関税の対象外とすることになっている。

3月26日	自動車・同部品に25%の追加関税発表
4月3日	乗用車 〔セダン、SUV、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラックに対して、 25%の追加関税発動
4月29日	関税の軽減措置と他の追加関税との累積停止を発表
5月1日	累積停止措置に関する輸入者向けガイダンス および 自動車部品の輸入に対し、関税を相殺する制度 発表
5月3日	主要自動車部品に対する25%追加関税 発動
5月20日	米国・カナダ・メキシコ協定（USMCA）の 原産地規則を満たす自動車に対する米国原産割合の申告手続きが発表、同日から申告可能に 。関税対象が非米国産部分のみに緩和。

自動車部品に対する例外措置（未発動）

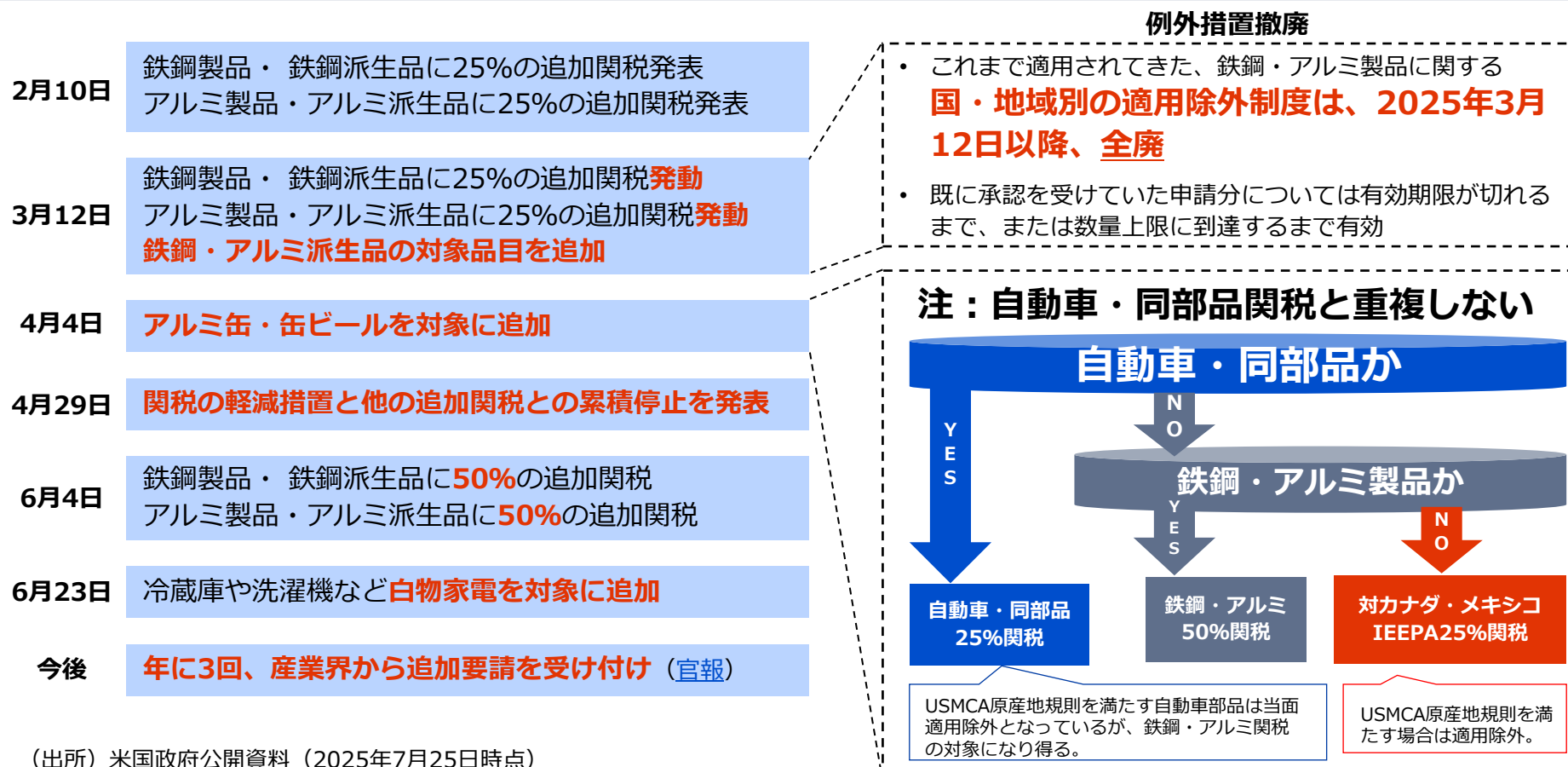
- ・ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす部品については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税を適用するプロセスが確立されたと商務長官が発表するまで、当面は追加関税の対象外。



- ・ モデルラインごとの総関税評価額。
- ・ 米国原産分の価値。
- ・ 車両の製造場所および最終組み立て国。
- ・ USMCAの原産地証明書。鉄鋼・アルミの調達割合や賃金条項、代替経過措置の対象の有無なども含む。
- ・ 全てのモデルラインに関する輸入者名、輸入者登録番号、製造者名、製造施設、原産国、年式、型式、モデルに関する情報。
- ・ 輸入者は、モデルラインごとにCFO、法務担当役員または同等の役職にある役員が認証した、上述の内容を踏まえた必要書類を提出する必要がある。

5 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大などする大統領布告を発表。それらへの追加関税を3月12日に発動。
- 6月4日、英国を除き追加関税率を50%に引き上げ。ただし、自動車・同部品関税の対象品目に鉄鋼・アルミ関税は課されない。4月と6月に対象品目を段階的に追加。



（出所）米国政府公開資料（2025年7月25日時点）

6 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ製品のHTSコード

- 下記の品目（一部除く）については**3月12日以降、25%の追加関税**が課されていたが、6月4日以降、関税交渉で合意に至った場合を除いて**50%の追加関税に引き上げ**。
- ただし、申請者別の適用除外の承認を既に受けている分については、有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効。

232条鉄鋼・アルミ関税の包括的対象リスト

対象	ガイダンス	包括的な対象リスト	概要
鉄鋼	CSMS#65441222	2018年3月以降の 包括リスト	米税関（CBP）は実務者向けに「Cargo Systems Messaging Service（CSMS）」で通関手続きの詳細や対象品目のHTSコードなどを通知。
アルミ	CSMS#65288784	2018年3月以降の 包括リスト	

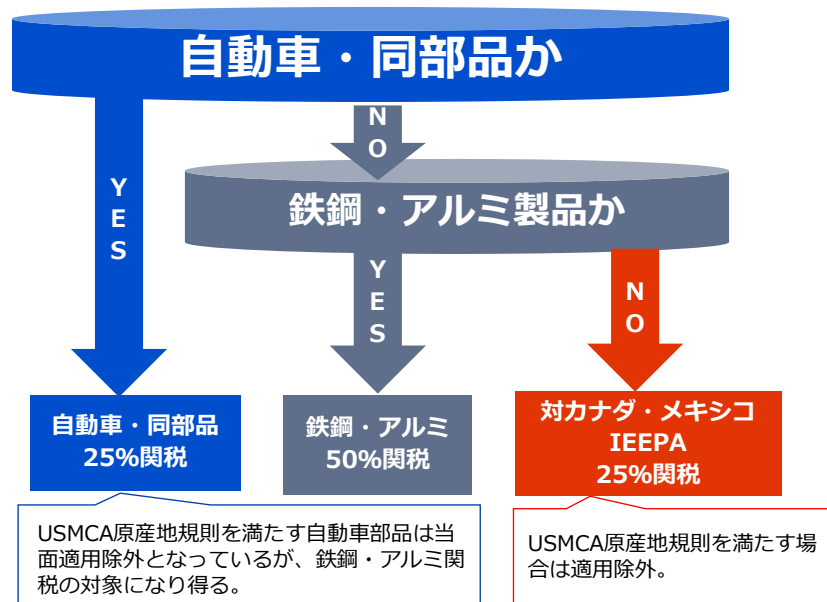
発動時期ごとの対象リスト

対象製品	根拠文書	HTSコード
2018年3月発表の鉄鋼製品	大統領布告9705	7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.90
2018年3月発表のアルミ製品	大統領布告9704	7601、7604～7609、7616.99.5160、7616.99.5170
2020年1月発表の鉄鋼派生品	大統領布告9980	7317.00.30、7317.00.5503、7317.00.5505、7317.00.5507、7317.00.5560、7317.00.5580、7317.00.6560、8708.10.30、8708.29.21
2020年1月発表のアルミ派生品	大統領布告9980	7614.10.50、7614.90.20、7614.90.40、7614.90.50、8708.10.30、8708.29.21

7 | 自動車・同部品関税の緩和措置に関する要旨

- トランプ大統領は4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、**追加関税の累積停止、および自動車部品追加関税に相殺制度を設ける**と発表。
- **累積停止措置は3月4日以降の輸入にさかのぼって適用**されるため、累積して既に支払った分の関税は還付される。6月3日付の大統領布告で、累積停止の判定フローが修正された。

追加関税率累積停止の判定フロー



自動車部品追加関税に対する相殺制度の概要

- **相殺額は、自動車メーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用できる。**自動車メーカーが商務長官に提出する書類には
 1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
 2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
 3. 相殺額の総額
 4. 相殺額を使用する資格を有する輸入業者などの情報が必要。
- メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。

期間	関税相殺可能額
2025/4/3～2026/4/30	米国で組み立てた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%
2026/5/1～2027/4/30	2.5%
2027/5/1～	なし

- なお、**鉄鋼、アルミ製品の双方で追加関税の対象となっている品目に対しては、引き続き関税が累積**される。また、1974年通商法301条やIEEPAに基づく中国に対する追加関税も累積が継続される。

8 | 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権は銅、木材、半導体、医薬品、重要鉱物、中・大型トラック、民間航空機・同部品、ポリシリコン、無人航空機システム（UAS）に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。

調査が終了したが、まだ関税がかけられていない品目

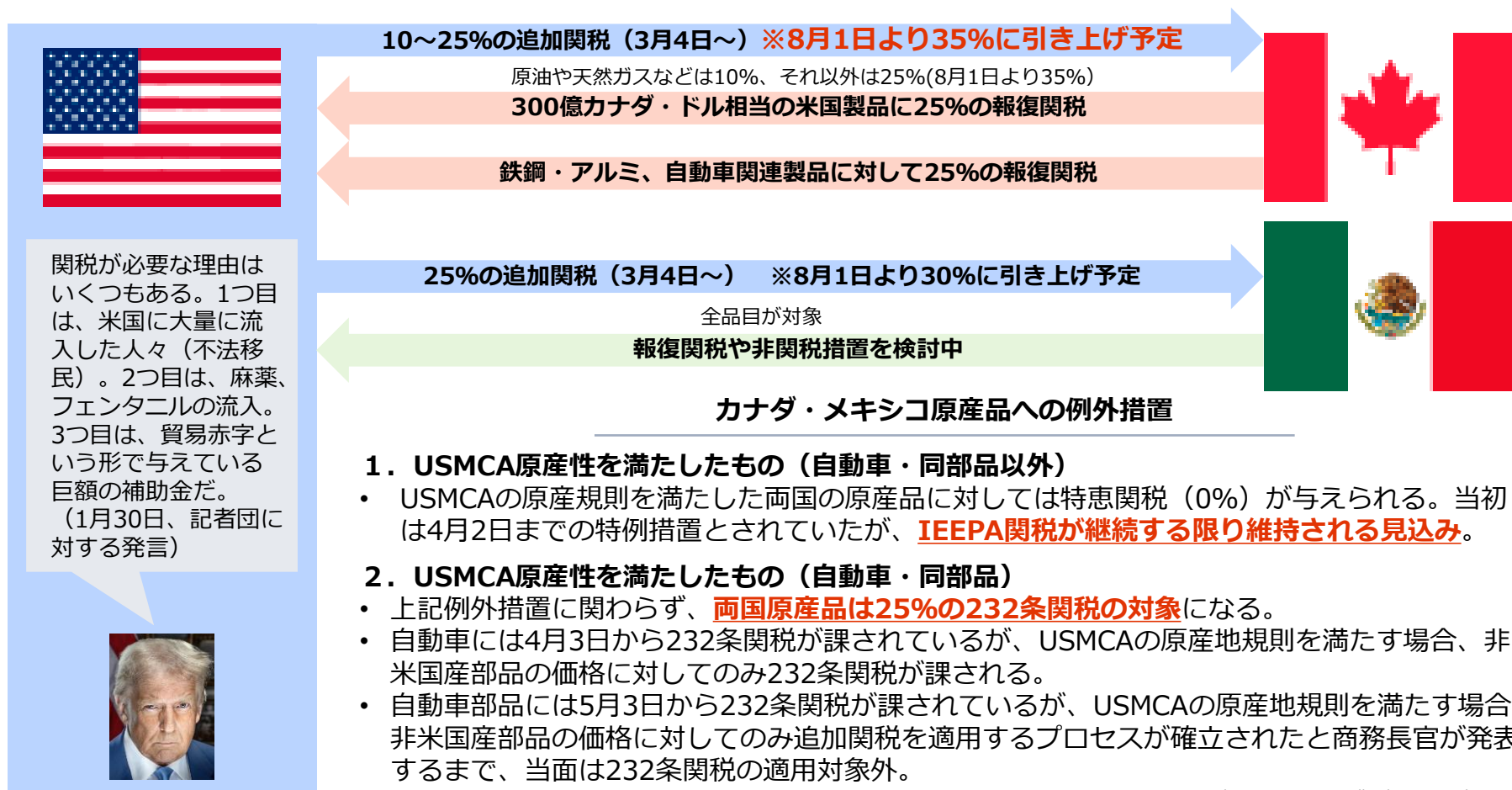
対象品目	調査終了時期	調査対象のスコープ
銅	2025年7月	銅鉱石、銅精鉱、精製銅、銅合金、銅スクラップ、銅派生品を含むあらゆる形態の銅

調査中の品目

対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
木材	2025年3月	木材、製材、それらの派生品
半導体	2025年4月	サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
重要鉱物	2025年4月	重要鉱物、レアアース、重要鉱物の加工品、派生品〔半導体製品、最終製品（永久磁石、モーター、電気自動車等）を含む〕
中・大型トラック	2025年4月	・ 中型トラック：車両総重量が1万ポンド（約4.5トン）以上、2万6,001ポンド（約11.8トン）未満のもの ・ 大型トラック：車両総重量が2万6,001ポンド（約11.8トン）以上のもの ・ 中型・大型トラック部品：エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品、それらシステムなど
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品
ポリシリコン	2025年7月	ポリシリコンおよびその派生品
無人航空機システム	2025年7月	UASおよび同部品

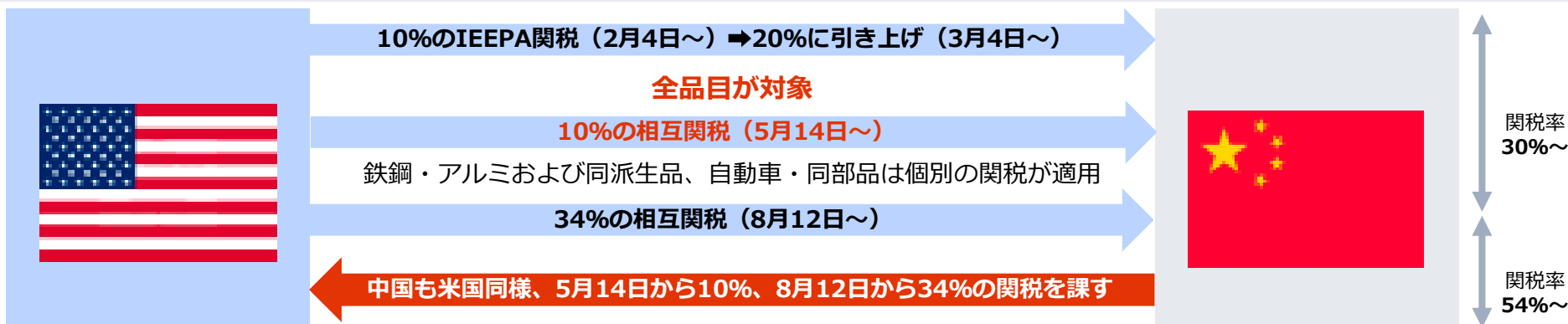
9 | カナダ・メキシコにも追加関税発動

- トランプ大統領は2月1日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、カナダ、メキシコ産の全輸入品に対する追加関税を発表。米国にとって重要な原油や天然ガスなどは10%で、それらを除く全品目に対し25%が課される。
- 一方、同関税を理由に、相互関税は両国原産品には課されない。



10 | 中国にも追加関税発動

- 中国にもフェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、2月4日から10%の追加関税を適用、3月4日に20%に引き上げ。
- 中国原産品に対しては、34%の相互関税が課される。ただし、**5月14日から90日間は、10%のみを適用し、残る24%は関税の適用が停止**される。



まだ完全な合意には至っておらず、引き続き協議を継続する予定

米国の対応

1. 相互関税率を5月14日から当初の34%に戻す。そのうち**24%の上乗せ税率を90日間停止し、ベースライン関税の10%のみを適用**。ただし、1974年通商法301条に基づく追加関税や、IEEPA関税、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品や自動車・同部品に対する追加関税などは維持。
2. 国際郵便ネットワークを通じて輸入される**少額貨物に対する従価税率を5月14日から54%に引き下げ**。6月1日に実施予定だった**従量税率の200ドルへの引き上げを当面停止**。
3. 中国と**経済・貿易協議を継続するためのメカニズムを設立**。米国側代表はベッセント財務長官とグリア米国通商代表部（USTR）代表が務める。

中国の対応

1. 中国政府は**125%まで引き上げた追加関税のうち91%分を停止**すると発表した。さらに、4月10日から賦課した追加関税34%のうち、**24%は90日間の暫定停止とし、10%を維持**する。
2. **2025年4月2日以降に発動された、米国に対する非関税対抗措置を停止または取り消す**。
3. 引き続き中国側トップを何立峰副首相、米国側トップをスコット・ベッセント財務長官とジェミソン・グリアUSTR代表とし、経済貿易分野について緊密な意思疎通を維持し、**協議をさらに継続**することで一致した。

11 | 中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは4月17日、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港について、2025年10月から追加料金を課すと発表するとともに、中国製の港湾クレーンなど港湾荷役設備に対し追加関税を課す措置案も併せて発表した。
- 6月6日に修正案を発表し、追加料金の緩和に加え、措置案に関するパブコメ募集を発表した。

301条措置の過程と、中国製船舶等に対する料金の概要



- 中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、**2025年10月以降は追加料金を課す**。
また、**自動車運搬船に関しては**、中国で建造された船舶に限らず、**米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課される**。
- 1. **中国の船主・運航者に対する料金**
米国港への入港ごとに純トン数（NT）ベースで課金。
初年度：50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。
- 2. **中国製船舶の運航者に対する料金**
純トン数またはコンテナ数に基づく。
初年度は18ドル/NT または 120ドル/コンテナ
以降3年間で段階的に増額。
- 3. **外国製自動車運搬船に対する料金**
米国製船舶の奨励のため、積載能力に応じた料金を課す。
- 4. **課金の頻度と場所**
最初の米国港でのみ課金され、1隻あたり年間最大5回まで。
- 自動車専用運搬船の入港料は**1NTあたり14ドル**。

12-1

トランプ政権の関税政策の全容（IEEPA）

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス 短信
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日
		3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・ 全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）	3月4日
		7月10日 7月12日	・ カナダ→25%、メキシコ30%に関税が引き上げ	7月11日 7月14日
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす産品は追加関税の適用除外対象 ※但し、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日 4月9日	・ 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ ・ 第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ →4月10日～8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加。中国は5月14日～8月12日まで停止。 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外 ・ 日本との関税交渉が7月22日（米国時間）に終了、日本は15%に	4月3日
				4月8日
				4月8日
				4月9日
				5月14日
				7月8日
				7月10日
				7月23日
				7月24日
				7月24日
	ベネズエラ産原油を輸入する国・地域の 原産品	4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている	3月25日

（注） 2025年7月25日時点（出所）米国政府公開資料

12-2

トランプ政権の関税政策の全容（232条・301条等）

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス 短信
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	2月17日
			・適用除外を撤廃、対象品目を追加	3月12日
			※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない。	3月17日
		4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加	4月7日
		6月4日	・鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ（英国除く）	6月4日
		6月23日	・白物家電を関税対象に追加	6月23日
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される。但し、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除。	4月3日
		4月29日	一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける	4月30日
	銅	—	・232条による調査が終了。調査結果の発表待ち。	3月14日 7月11日
	木材	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	3月14日
	半導体、医薬品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月15日
	重要鉱物	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月16日
	中・大型トラック	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月24日
1974年通商法 301条	民間航空機・同部品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	5月12日
	ポリシリコン・無人航空機システム	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	7月16日
	ブラジル輸入品	—	・301条による調査をUSTRに指示、調査中	7月17日

参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向 | 米国 - 北米 - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境 | 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [World Tariff](#)
→日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- [米国ホワイトハウス](#)
→米国政府発の公式な発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら

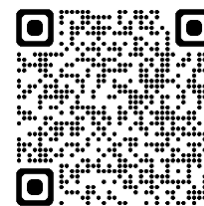


<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

■ ご注意

本資料は情報提供を目的に2025年7月25日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はおお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください